

議案第56号

天理市実費弁償に関する条例の一部改正について

天理市実費弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年12月7日提出

天理市長 南 佳 策

天理市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 天理市実費弁償に関する条例（昭和43年5月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第2号中「及び第110条第5項」を「、第110条第5項及び第115条の2第2項」に改め、同条第4号中「及び第110条第5項」を「、第110条第5項及び第115条の2第1項」に改める。

第2条 天理市実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項」を「第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4号中「第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項」を「第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。